

労働安全衛生法に基づく

☆技能講習取得を援助☆

受講料の**最高20% (上限10万円)**が戻ります。

【支給要件期間が3年以上の方が対象となります。(初回に限り、1年以上の方)】



●教育訓練給付制度とは？

⇒働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

●制度を利用できる方は？

⇒初めて利用する方⇒雇用保険の一般被保険者であった期間が**通算1年以上**の方
 ⇒以前利用したことがある方⇒雇用保険の一般被保険者であった期間が**通算3年以上**の方
 (前回の利用から今回の受講までの被保険者であった期間が3年以上)

仕事を辞めてしまっても、**1年以内ならOK!**
 一般被保険者でなくなった日から1年以内の方も対象となります。

●制度を利用するには？

- ①受給資格の有無を確認する。
支給対象であるかを事前に
管轄のハローワークでご確認ください。
- ②受講申込をする。
申込書を作成し、コマツ教習所
埼玉センタへ提出して下さい。
教育訓練給付金利用【有】に
必ず○をつけてください

		※修正液・修正テープ	
受講コース	31H	35H	
教育訓練給付金の利用	有	無	
フリガナ			

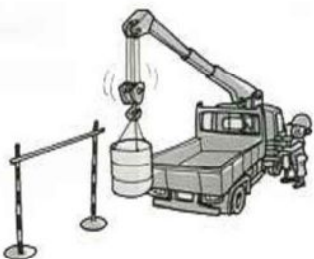
- ③講習を受講する。
受講後に教育訓練修了証明書を発行いたします。
- ④給付金の申請をする。
受講修了日の翌日から**1ヶ月以内**にハローワークに申請して下さい。

※詳しくは最寄りのハローワークにお問合せください。

教育訓練給付制度対象コース

	講習名	時間	日数	受講料	給付額
①	車両系建設機械(整地等)運転技能講習	38H	6日	¥100,000	¥20,000
②	移動式クレーン運転士免許(※1)	28H	6日	¥137,000	¥26,040
③	小型移動式クレーン運転技能講習	20H	3日	¥50,000	¥10,000
④	フォークリフト運転技能講習	31H	4日	¥49,000	¥9,800

※1 移動式クレーン運転士免許の学科受験料(¥6800)は給付の対象外です。
 労働安全衛生法関係手数料令の改正により、平成23年6月1日より学科試験の手数料が変更になりました。



埼玉労働局長登録教習機関
コマツ教習所株式会社埼玉センタ
 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田字中原857-3
 TEL 04-2960-3366 FAX 04-2960-3367
 HP <http://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/saitama/>

